

青森県青少年健全育成審議会 令和6年度第1回臨時部会 議事録

日時：令和7年2月18日（火）18：15～20：15

場所：青森県庁西棟5階 580会議室

（進行等要旨）

- ・開会后、次第に従い、青森県こども家庭部県民活躍推進課長 沼田より挨拶。
- ・その後、出席委員、事務局、オブザーバーの紹介と会議の成立報告を実施。
- ・議事として、最初に部会長の選任と職務代理者の指名を実施。
委員互選により宮崎委員が部会長を、部会長指名により平野委員が職務代理者を務めることとなった。
- ・以下、本件部会の検討テーマである青少年の性的被害対策について検討・意見交換等を行った。

（議事内容・発言要旨）

（1）事務局から検討の趣旨、資料の構成等について説明

（2）各委員から本件テーマに対する受け止め、所見等

（平野委員）

- ・改正刑法との関係部分が自身の分野と関わる場所。特に、空白年齢の部分が課題。
- ・処罰規定がない県が本当に少なくなっている状況で本県が規定なしの状況を放っておいていいのかという感想。

（羽瀧委員）

- ・逸脱行為は、インターネット上で生じるように変化してきていることは確実なので、社会学的な見地から条例の改正に向けて補強するような情報提供をしたい。

（本田委員）

- ・あおもり IT 活用サポートセンターという NPO 法人で、IT 安全教室を保護者や子ども向けに行っている。技術的なところ（知見）の情報提供を行いたい。

（田名場委員）

- ・心理学が専門。劣等感を抱き、傷ついた子どもたちは、自己肯定感を回復・高揚させてくれそうに見える悪意をもった大人に無防備になる。基本的に、未成年の

支援・保護が必要だという見解。

(栗林委員)

- ・精神科医。普段は虐待のケースを扱うことが多い。
- ・個人的には自画撮りのケースというのはあまり経験がないが、16歳、17歳のところが空白になっているという点には関心を持っている。

(清水委員)

- ・個人的には、青少年を保護する必要性は高いなと思っており、今回の条例改正の必要性は直感的に考えて高いものと感じている。
- ・他方で、条例改正に当たっては、法律に抵触してはいけないので、この辺の議論を深めていければいいなと思っている。

(3) 検討の方向性

(宮崎部会長)

- ・意見を総じてみると、検討の方向性としては、3つぐらいか。
 - 1つは、性犯罪抑止に向けた啓発、教育面（相談も含めて）
 - 2点目は、技術的・物理的な環境整備
 - 3つ目は、抜本的にそういった行為をいかに規制するかということでの条例改正
- ・今後、この3つを柱にして、順番に意見交換をしていきたい。

(4) ①啓発、教育、相談等の取組について

(県民活躍推進課：事務局)

- ・携帯電話等の販売事業者と学識経験者からなるワーキンググループを開催。
- ・配付の参考資料を作成・配布して、親子での使用ルールの話合いやフィルタリングの実施等呼び掛けている。
- ・この他に県庁で行っている「出前トーク」制度を活用し、学校や地域からの要望に応じて職員がネットセーフティに係る出前授業を実施している。

(オブザーバー：教育庁学校教育課)

- ・教育委員会と青森県警本部と合同で少年非行の防止、犯罪被害防止のための取組を支援する合同サポートチームを設置。県内の小中学校、学校関係団体の要請を受けて、啓発活動を実施。
- ・ソーシャルメディア等の監視、ネットパトロールも実施。誹謗中傷、暴力とか、わいせつ、なりすまし、性非行、金銭、強要行為、自殺、希死念慮、いじめ被害、等を幅広く監視員が見て、緊急性・危険性があれば、学校や県警と情報共有したり、連携しての対応等を実施。

(オブザーバー：警察本部人身安全対策課)

- ・資料の14ページ中段・青少年のネットセーフティ加速化事業概要は以下のとお

り。高校生を対象とした研修会は講義とグループワークの構成で開催。児童買春、児童ポルノ、自画撮り被害などについても呼びかけを実施。

- ・同ページ2番の県警本部の取組については、中高校生の性被害防止の啓発として、性犯罪啓発チラシを作成し、県内の中学生・高校生全員に配布。
- ・フィルタリング呼びかけのチラシも作成し、携帯電話販売店で保護者に配布。
- ・県教委との合同サポートチームによる「ネットの情報モラル教室」の開催。

(羽瀨委員)

- ・青森県のネットセーフティ事業で座長をさせていただいている。
- ・全国性行動調査という1970年代から6年ごとに行っている継続的な調査があり、中学生、高校生、大学生の全国データの分析をしている。この中には性被害のデータも含まれていて、いわゆる検挙されたところからみつける性被害者ではなく、日常的な場面で性的な被害に遭っている若者たちがどのぐらいいるのかというデータとなっている。
- ・大学生、高校生の3%から5%ぐらいは、性的な強要というものをされたことがあると答えていて、非常に割合として高いと感じている。
- ・これらへの対応としてネットセーフティ事業のワーキンググループという枠組みで情報共有をしながら、資料や漫画形式の啓発冊子を作成するなど様々な啓発活動をしてきたが、今のこのインターネットの状況は非常に深刻。
- ・ネットやアプリで知り合った異性と出会う高校生、大学生が大体、5%から10%ぐらい、中学生でも1%の子が実際に人と会っている、というデータがある。中学生の100人に1人がそういうところで人と出会ったり、何かやり取りをしたりしているというのは、かなり確率としては高い(と感じるべき状況であり)、それと関わって3%から5%の生徒が性的な強要という、甚大な被害に遭う生徒たちがいるというのは大問題だと思っている。
- ・普及啓発は重要だが、家族との関係があまり良くない家庭などでは、それだけでは難しい。もう少し(家庭頼みにならない)全体としての防止に向けた取組というものが必要と考える。

(田名場委員)

- ・中学生、高校生など青少年は、身近な他者との比較をしながら自分自身を一生懸命に考える時期で、劣等感を高め、自己肯定感を低くさせやすい。このような時に、自分を肯定してくれそうに見える他者との出会いは魅力的。
- ・そのような出会いにインターネットなどで遭遇し、理不尽な誘いや提案などがあると、悪いことだとは思いつつも、自身の自己肯定感を守りたいがために、受け入れてしまう。環境の厳しいこどもはこういった傾向が強くなるだろうと考える。

- ・このような傾向は、高校生の頃までは程度の違いこそあれ、一般的な特徴になるので、心配が残る。やはり青少年に対して何等かの対策、対応、あるいは支援や保護が必要と考える。

(栗林委員)

- ・(本日共有した資料をもとにコメント)
青年期が非常に延長、遷延化している。社会的に「おとな」と言われるタイミングは昔に比べて後ろ倒しとなっている。また、ライフコースと関連する法律を俯瞰してみると、基本的には18歳までは児童福祉法という法律で成り立っている。
- ・自分は専門家ではないが、これらの状況を踏まえれば、法律間の整合性などから18歳ぐらいまではカバーしなければ、青少年を保護できないのではないかと感じる。
- ・人口減少の観点からも少し。人口減少、少子化が深刻であることは皆承知のことと思う。その一方で、若年者、20歳未満の自殺者数というのは減ることがなくて、むしろ今年統計では微増。その原因は非常に複合的で、具体的にこれと決めきれものではないものの、16、17、18歳というのは、非常に大事な年齢で、そこをカバーしてあげないと、青少年の健全育成という観点からは不足の対応ではないかと感じる。

(宮崎部会長)

- ・直近の小中高校生の自殺者数というのは、この間報道されて527人だったと思う。非常に深刻な状況。
- ・羽渕委員の話と関連して、青森県(県民活躍推進課)が実施している「青少年の意識調査」の中にスマホの所持率というのがあって、かつては中学生のスマホの所持率はそう多くなかったが、今はもう地方でも当然のように中学校段階から持っているという印象。性犯罪を含めた様々なトラブルのツールが子どもたちの手元にあるという状況であることを改めて認識した。

(5) ②技術的な取組について

(本田委員)

- ・出前教室は、自分たち以外でも他の団体や企業でも行われており受講する機会はそれなりにあるが、どこの学校に行っても「今日参加されていない保護者の家が心配」と言われる。来ない保護者にどう認知させるかというところがネック。
- ・オーストラリアでは、16歳以下のSNS禁止という法律ができた。日本でも、順次プラットフォーム側から提供されるような動きがある。最近、メタ(フェイスブック、インスタグラムの運営元)ではティーンアカウントというものを開始して13歳から17歳のプライバシー強化に乗り出した。また、18歳未満への広告表示を大幅に制限する施策も行われている。
- ・ただ、どのプラットフォームも年齢を偽って登録するという抜け道が当然あるの

- で、それが結構根深い。メタ社は、ユーザーが年齢を偽る可能性に対応するため、年齢認証の強化や、AIを活用して10代の利用者を特定する技術を開発している。
- ・国産の見守り系のアプリを紹介。名古屋の藤田医大がアプリ開発会社と連携して2023年に開発している「コドマモ」。こどもがわいせつな写真を撮影した際にAIが検知して、SNS投稿のタイミングで警告が出る。そして保護者に通知が行くというアプリ。今回の検討テーマの中心である自画撮りと親和性の高いアプリ。
 - ・一般的にフィルタリングと言われるものは、
 - 端末にかけるものと回線にかけるもの、クラウド上でかけるもの
 - 回線にかけるものには、携帯キャリアでかけてくれるものとWi-Fi（家のルーター等）でかけるものに分かれる。厳密には何種類かあって、フィルタリングと言っても複雑。
 - ・フィルタリングはメンテナンスが大変。年齢に合わせて、また、必要に駆られて部分的に外したり、制限を緩くしたりすることがあるが、それを再度かけ直すというのをよく忘れる。親の負荷がかなり強いなと思っている。
 - ・セキュリティという文脈で話をすると、いろんな種類・いろんな領域でエンジニアがいるが、セキュリティエンジニアが一番難しい。広く、深く、いろんなところを知らなければダメなので難しく、なり手も少ない。攻撃する方は弱いところから攻めてくるので、守る方は全部に詳しくならないと難しいという話で、フィルタリングも構造としては同じと思う。犯罪者や、逸脱行為をすることもたちなどは“いかにしてパスワードを突破しようか”“いかに抜け穴を探してネットを楽しもうか”といった思考をしているので、いたちごっこだなと感じる。
 - ・啓発も必要、フィルタリングとかの技術も必要、しかし、法整備というところが、もし、そこが弱点なのであれば、その補強が必要になるのではないかと考える。どれか1つをやればいいのではなくて、複合的に全部をやっていかなければ。

(羽淵委員)

- ・携帯電話等通信事業者の方からは基本的にフィルタリングの推進ハウツーに関しては、全国一律で進めるようにマニュアル化されているということで伺っている。
- ・事業者は、法律上フィルタリングをかけるように説明はしなければいけないことになっていて、また、その実現のために多くの県では書面での説明や不要の意思表示を義務化していて、企業はそれに対応している状況。なので、本県では実はそういった条例規定はないものの、企業のマニュアルによってフィルタリングの手続きを進めるプロセスは踏んでいると言える。したがって、事業者側の義務というのは、果たされているものと思われる。
- ・フィルタリングに関しては、本田委員のおっしゃるとおりで、かなり面倒なので、親と子のコミュニケーションが少なくなりがちな家庭では、なかなか手が届かないと思われる。

(5分休憩)

(6) ③法的規制(条例での規制)について

(平野委員)

・(本日共有した資料をもとにコメント)

1ページ目の法律と条例の関係について。他の県でもう実際動いている条文が全部違法、ということはある得ないので、そこは殆ど問題ないだろうと思うが、一応前提として確認をしておきたい。

法律と条例の関係性というところでいくと、国が放置すべきと解している場合と、それから別の目的であるという場合に分けて考える必要がある。

- ・青森県の青少年保護育成条例に関しては、青少年の健全な育成に資することが目的とされており、これを前提にして考えていく必要がある
- ・どこの県も、青少年保護育成に係る条例を持っているところは、大体、淫行又はわいせつ行為してはいけないという規定を持っている。2ページになるが、今までの刑法だと、13歳未満に関しては同意があっても無効だとされている一方で、条例でも18歳未満の場合にも淫行とかわいせつな行為は処罰の対象に。この比較から見ても、実際のところは条文を作っても抵触するということはないだろう。
- ・2ページ中ほど、下から2つ目のマル印のところ、刑法の任務というところで考えると、社会秩序の維持と法益の保護とされている。特に性犯罪に関しては、ここは争いになるところではあるが、個人の性的自己決定を保護するという観点で個人的法益の保護というところにウェイトが置かれている。一方で、青少年保護育成条例というのは、青少年の健全な育成を図るためなので目的が異なっている。このことから、両者が抵触するところは問題にならないだろうと考えている。
- ・刑法改正に関して、今回問題になってくるのは、性的同意年齢というところ、それから5年以上前の日に生まれた者に限るという年齢差の規定、そしていわゆる性的グルーミング行為と言われている面会要求罪(及び自画撮り要求罪)をどうするかというおおよそ3つ。
- ・このあたりは、法制審議会の議論の中でも、精神医学や、心理学の観点からの知見というのが多く提示されている。性的同意年齢に関しては、大きく分けると、行為の性的な意味を認識する能力と、それから行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処したりする能力の2つが必要だということから、16歳未満に関しては、有効な意思決定をする能力が十分備わっているとは言えないというところで16歳未満に引き上げられた。ただ、18歳未満と言われている人たちが果たしてこれが十分に備わっていると言えるかどうかというところは、1つ課題か。
- ・13歳から16歳のところの5歳差以上の要件について。これは、相手方との対等性というところで、5年以上離れていれば対等とは言えないというような法律の

作りをしている。このあたりは、法制審の議論の中では、対処能力が不十分であることに乗じて、というような要件を付ける、あるいは年齢差に関しては、1歳とか3歳とか、様々な議論があったが、最終的には5歳離れていれば、対等な関係はあり得ないというような決着となっている。ただ、5歳離れていなければ対等かと言われれば、それはそうとも言えないのでは、というところが課題として残っていると思われる。

- ・ 3ページ下部からの、いわゆる性的グルーミング行為についても、元々法制審の議論の中でも、18歳未満の者にすべきという主張があった。ただ、刑法の規定の中では、性的同意年齢を16歳未満というふうにしてしまっているので、この性的グルーミングの対象になった人たちが、更に進んで面会して、その後、性的／わいせつ行為を受けた時に、その子たちは同意があれば犯罪にならない。そうすると、刑法の他の規定との整合性が図れないということで、18歳未満ということが見送られて16歳未満というところになっている。
- ・ この部分に関しては、法制審の議論の中でも18歳という意見が出ていることや、(刑法の設定には)結構批判的な意見も多いので、条例上で考えていくことはできるだろう。
- ・ 最後、暗数について。性犯罪というのは表に出てこないことが多い、件数的に青森県内が少ないと言ってもそれは表に出てきている数であって、そこを目安にして少ないから規定しなくていいんだ、という話にはならないだろうと考える。そこは、むしろ、青森県として、今後犯罪として処罰することによって青少年の保護を図る、という、まさにその観点が大事。

青少年の保護、青少年の健全の育成という条例の目的を考えた時に、青森県は、この条例の中でどこまで青少年の保護を本気で考えていくのか／いかないのか。およそ40の都道府県が作っているのに青森県が何で今まで作っていないんだろうという疑問は残る。

(清水委員)

- ・ 基本的には平野委員の書かれたとおりかと。刑法の182条、これの保護法益(法によって守ろうとしている目的)というのは、当該個人の性的自由や、性的自己決定を守ろうという目的のもとに作られた規定である一方、条例は、青少年の健全な育成を保護するという目的。およそのベクトルは同じかもしれないが、目的としては違っているという点からして、それが刑法での16歳、17歳は保護対象にはできないということと矛盾・抵触するものではないだろう、クリアできているんじゃないかなと思う。

(平野委員)

- ・ 刑法182条について、この条文の作り方としては、いわゆる対面型と遠隔型に

分けていて、作り方は大分違うものの、内容的にはそこまで差がないのでは。

- ・会う、会わない、というのは、遠隔でスマホを使ったりすればいくらでもできてしまうので、それを取り締まるというところでは、逆にどこまでやるかというところが今後の検討課題かと思う。
- ・先ほど説明を端折ってしまったが、資料の4ページの182条について書いてあるところの下から2つ目のマルの項目で、法益の話を書いている。
182条の法益は、それまでの、いわゆる性的自由とか、性的自己決定権ということの保護をするための前段階としての行為として位置付けられていて、16歳未満の者が性犯罪に遭う危険性のない状態、すなわち性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態という、やや個人的法益とは異なる、抽象的な法益を、国が法制審の中で持ち出している。これは、どちらかというところと青少年保護育成条例でいうところの青少年の健全育成に資する、といった目的の話と実は似たような話なのかな、と思っている。
- ・この182条が同じ保護法益であるとすれば、いずれ182条の1項、2項、3項とも同じような枠組みの中で考えることができると思うので、どこまでやるかは議論が必要と思うが、あまり違いなく条例の規定に反映していけるのではないか。

(オブザーバー：警察本部人身安全対策課)

- ・わいせつ行為とか性交の関係では、16、17（歳）については、条例の方で淫行の禁止があるので、その部分の空白はないと考える。性的グルーミング行為関連の空白の部分も、それと同じだということで県警の方も認識はしており、その被害に遭わないように、条例の改正も検討していただければと思っている。
- ・処罰できるというところを条文化したときの効果として注目されがちだが、防止面での効果も出てくると考える。性犯罪に遭った子たちが立ち直るとするのは非常に難しいことなので、まず、そういう状態に陥らないということが大事。
警察の方でも様々今後も対策をしていくので、今の環境に合った条例の改正を検討していただきたい。

(宮崎部会長)

- ・1つ気になったことを。刑法182条では被害者が13歳以上16歳未満の場合、年齢差が5歳以上だと違法だけれど5歳未満の関係だとこれは適用外とされるということを見ると、例えば、14歳と18歳とか…高校生と中学生の間だと適用外になるケースが出てしまい、この規定だと生徒指導現場では大変だろうなという気がした。加害者被害者双方がこどものケースも少なくないとすればその生徒指導上の対応はどのような感じになるのか。学校現場で話題になっているということはないか。

(オブザーバー：教育庁学校教育課)

- ・どちらかというところよりも、その後のケアとか指導とか、そういった方に学校現場としてはフォーカスしているのかなという感じがある。
ただ、この会で議論されているように、子どもたちを守るということに関しては、教育委員会という立場では、必要に応じた条例改正に向けて進んでいただければ。

(平野委員)

- ・オブザーバーの県警の方にお伺いしたい。例えば、相談があった場合、被害者側に対してはある程度対応ができると思うが、加害者側への対応というところできくと、やはり条例の規定がない状態であれば、それなりに難しいところがあると思う。個人的には、条例を作ることによって、処罰だけではなくて、加害者側に対しての捜査という形でのアプローチというか、それによる抑止効果みたいなところも期待できるのではと考えたが、現場の実務家の方の意見をお伺いしたい。

(オブザーバー：警察本部人身安全対策課)

- ・条例なり法律で規制になれば、警察の方でまず捜査ができるので、そのメリットはある。事実確認や、捜査で発見した画像を消すといった対応もできる。他にも児童ポルノとの絡みで二次被害を防いだり、犯人検挙によって他の潜在的な被害者の低減ができたりなど、その後の被害拡大を防止することは可能と考える。

(平野委員)

- ・捜査ができることによって、拡散される前に止められる可能性があるということと、それから、一概に言えるか分からないが、そういう行為を行っている加害者側は、複数の子にそういうことを行っている可能性があるのも、そこも未然に防げるということも効果としては大きいかなと考える。
- ・青森が空白地域だと、例えば、他県の方が青森県の16歳、17歳の子にそういうことをしてきた時、他県では捜査できるが青森県では何もできない、というような、偏りが出てしまうというのがある。この辺りを解消しておかないと、本来の意味の青少年の保護にはならないのではないかと思う。単に処罰するということだけではなく、被害拡大防止と抑止的な部分、そこに警察が入ることで抑止ができるところの効果は望めるかなと思っており、そのあたりも含めて検討できればと思う。

(清水委員)

- ・運用面でいうと、要求されたという時点で相談に訪れるというのは、そんなにケースとしてあるのかな、という疑問がある。相談に訪れる時というのは、“送ってしまった”段階が多いような気がする。(その意味での抑止効果というのは評価しにくいように感じる。)

(宮崎部会長)

- ・面会要求について。わいせつ目的という要件の難しさがあるのでは。個人的には（わいせつ目的で会うということ）立証するは非常に難しい気がする。

(清水委員)

- ・観念を要件とするとなれば、立証がどこまでいけるか（は議論になるところだと思ふ）。

(7) まとめ ~ 次回に向けて

(清水委員)

- ・この条例を改正する理由、必要性とか、あるいは刑法等に抵触しないかという点については、概ね今日の議論でコンセンサスが得られたのではないのかなと思っている。ただ、どういう要件にするかとか、罰則をどうするかとか、そういうことを今後話していけばいいのかなと。

(栗林委員)

- ・条例というものを変えていくのに法律的なもので抵触しないのであれば、できるだけ分かりやすく、クリアな年齢制限というか、そういう形に変えていけたら、青少年を守ることに繋がると思う。

(田名場委員)

- ・規制の問題を考えることは重要だが、第1の啓発相談の部分、取り返しのつかない画像を送るなどする前に、早い段階で相談ができる場所があるということをもどもたちが知っていることが大事だろうと考える。条例の策定が相談の促進にも繋がることを期待している。

(本田委員)

- ・啓発もしてはいるものの、セキュリティは弱いところから攻められるというところがあるので、抑止という意味では、現状弱い部分である規制の部分について、本県にも新たな条例（条文）が作られることを希望したい。

(羽瀨委員)

- ・暗数がかなりあるだろうということが非常に気になっている。
- ・今回の条例（改正）で、抑止効果、と先生方は仰っていたが、社会学の世界でも、いわゆる逸脱、特に性犯罪、軽犯罪系は、法律での規制があると抑止効果が出るということは側聞している。抑止効果は重要だと思うので、是非前向きな検討をしていきたい。

(平野委員)

- ・前半の2つの話（啓発活動、技術的対策）は、私はあまり関わったことがなかつ

たので、これだけいろんな取組をされていることや、フィルタリング等に関して、取組があることを知ることができてよかった。

一方で、その仕組みや内容については、ある程度理解はできても、これ以上は（一般の人が完璧にこなすのは）難しくなってきたという点も理解した。

- ・その意味でいくと、何でもかんでも処罰という気持ちではないものの、抑止というところは、結構重要かなと思っている。まして、これがあることによって、少しでも防げるとか、相談がしやすくなるというか、犯罪じゃないからという理由で相談できないことがあったりするよりは、警察に問合せがしやすいという環境になるのは悪いことではないと思っているので、引き続き議論ができればと思う。

（宮崎部会長）

- ・3つの柱と言いつつ、第1、第2の柱だけではなかなか今後、対応できることは難しいのかなという印象。条例改正の必要性というところは、各委員、認識が一致したのではないかというふうに感じる。
- ・改正の中身としては、まずは16歳、17歳の空白の部分。国の法律では、そこはカバーしていないということ。不同意性交やわいせつは既に条例でフォローされているけれども、面会要求等罪等については検討の必要があるのではないかということ。
- ・それから、条例の改正は抑止効果を期待しての最終的な手段なので、併せて第1、第2の柱、こちらもより一層の取組を進めていかなければならないということ。
- ・仮に改正するとして、その中身、詳細については、課題となる点を含めて今後、検討を進めていくということでもまとめたい。本日、共有した様々な情報と、それからいただいた御意見をもとに、検討の具体的項目は、今後事務局が作成して、後日皆様方にお知らせする。
- ・大まかには自画撮り要求行為の規制に係る条例改正ということで、その他、面会要求等刑法の改正等に合わせて不足している部分はないかどうかといったところを今後、見ていくということになる。
- ・フィルタリングの（事業者説明の）義務化も一応ポイントにはなると考える。他の都道府県では改正が先に進んでいるけども、本県でも必要なのか、あるいは、今後、実態として対応が済んでいるということであれば、そこまで必要ないかといったことも、今後、整理をしたいと思う。

（8）閉会

- ・その他、意見質問等はなかった。
- ・今日の議事について、特に各委員から公開を控えて欲しいということがなければ、事務局の方で議事録を作成して、それを公開する手続きを進める。

（閉会）－以上－